



## 【考え方】

作成日については「利用者(家族)と介護支援専門員等(援助者)との間で、介護サービス計画原案について説明・同意(共通認識)がなされた日(平成16年の全国高齢者保健福祉・介護保険担当課長会議資料Q&Aより)」とされていることから、原案に同意が得られたことで計画書となり、①作成年月日は、③同意日と一致することと解される。

また、②初回居宅サービス計画作成日は「当該居宅介護支援事業所において当該利用者に関する居宅サービス計画を初めて作成した日を記載する。」と介護保険最新情報 vol.958「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示についての一部改正について」の(居宅サービス計画書記載要領)中に示されており、この「作成した日」も前段と同様に解される。

なお、認定日(審査会にて認定結果が出る日)の遅延等により、サービス担当者会議開催日がサービス開始日以降となる事例も考えられますが、原案での暫定プランであっても、利用開始前までにサービス担当者会議が開催されるものとして示されていると思われる。

一方、実際の運用として、利用システムによっては「作成年月日」欄に利用者の同意を得る前の原案作成日が表示されることもあり、利用者等の同意を得ることで計画として完成するものと認識されているうえで、国のQ&Aの趣旨を踏まえると、同意日が明確になっていることが肝要であることから、標準様式に追記する形で「同意日」や利用者が同意する旨が記されている場合などは、「作成年月日」欄に原案作成日が記入されていても、必ずしも修正するよう求めるものではないと考える。